

医 第 3323 号
令和 3 年 3 月 16 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（ 公 印 省 略 ）

医療機関における木材利用の促進及び CLT の活用について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 3 年 2 月 9 日付で厚生労働省医政局地域医療計画課から事務連絡がありましたので、貴管下への関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、国事務連絡は裏面に記載の関係団体に別途通知済みであることを申し添えます。

問合せ先
医療整備グループ 山口
電 話 (045)210-1111 内線 4879

通知済み関係団体（各会会員には周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

一般社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 9 日

各都道府県医政主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における木材利用の促進及び CLT の活用について

医療機関における木材利用については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、木材の利用の促進に御尽力いただいているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、公共建築物等に対する CLT（Cross Laminated Timber の略称、いわゆる直交集成板）の幅広く積極的な活用に向けて、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、CLT 活用促進のための取組を政府として行っているところである。

については、医療機関の整備に当たり、木材及び CLT の積極的な活用に御配慮いただくとともに、管内医療機関に対して、木材及び CLT を積極的に活用していただくよう周知方お願いする。

（参考）内閣官房 CLT 活用促進のための政府一元窓口

[URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/)

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室
担当係名 へき地医療係
TEL 03-5253-1111（内線 2551）
03-3595-2185（直通）